

大津市避難行動要支援者避難支援プラン (全体計画)

大 津 市
令和7年4月

目 次

第1章 基本的な考え方

1 趣旨	1
2 位置付け	1
3 避難支援体制の整備方針	2
(1) 対象災害・地域	2
(2) 要配慮者の範囲	2
(3) 避難行動要支援者の範囲	3
(4) 避難支援等関係者となる者	3
(5) 災害発生時の特徴的なニーズ	4
4 推進体制	4
5 関係機関等の役割	5
(1) 自主防災組織、地区民児協、学区社協等の役割	5
(2) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割	5
6 避難行動	5
(1) 風水害における避難の必要性	5
(2) 避難先	5
(3) 避難のタイミング	6

第2章 避難行動要支援者名簿の活用

1 避難行動要支援者の把握	7
(1) 市での情報の集約	7
(2) 県等からの情報の取得	7
2 避難行動要支援者名簿の作成、更新、提供等	7
(1) 避難行動要支援者名簿の目的	7
(2) 避難行動要支援者名簿の種類	7
(3) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	7
(4) 情報収集方法	7
(5) 避難行動要支援者名簿に記載する事項	8
(6) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供	8
(7) 市町村における情報の適正管理	9
(8) 避難行動要支援者名簿の更新	9

第3章 個別避難計画の作成

1 個別避難計画の作成	10
-------------------	----

（１）個別避難計画の作成に必要な情報の把握	10
（２）個別避難計画の作成に係る方針及び体制	10

第4章 災害時の避難支援

1 避難のための情報伝達	13
2 避難行動要支援者の避難支援	13
3 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供	13
4 避難行動要支援者の安否確認の実施	13

第5章 福祉避難所

1 避難所の指定	14
2 福祉避難所の受入対象者	14
3 福祉避難所の指定及び公示	14
4 福祉スペースの位置付け	16
5 設置・運営等	20

参考資料

参考資料1 庁内担当課の役割	21
参考資料2 要配慮者の特徴	25
参考資料3 避難行動要支援者個別避難計画様式（簡易版）	32
参考資料4 避難行動要支援者個別避難計画様式（詳細版）	33
参考資料5 避難経路図様式（簡易版・詳細版共通）	35
参考資料6 タイムライン様式（しがマイ・タイムライン）	36

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

災害発生時は、行政による「公助」はもちろん、自分の身は自分で守る「自助」、身近な地域で助け合う「共助」こそが、被害を小さくする大きな力になり、避難行動要支援者の避難支援は、地域（近隣）の共助が大きな役割を担います。

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではありません。防災対策の推進にあたっては総合的な取組が重要であり、中でも避難行動要支援者の避難支援対策は、大きな課題となっています。

このような中、平成23年の東日本大震災では、65歳以上の高齢者が犠牲者の6割を占めたほか、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上がるなど、健常者と比べてより多くの方が犠牲になったことが明らかになりました。

また、このような被災傾向は、大規模地震のみならず近年の河川氾濫や土砂災害などでも共通してみられることから、災害が発生した際に自力で避難することが困難な方々に対して、どのように実効性のある避難支援を行うのが、改めて重要な課題として問われています。

これらの教訓を踏まえて、国が平成25年6月に災害対策基本法を改正し、災害時要援護者への対策を全面的に見直したことを受け、本市でも法改正に即した大津市避難行動要支援者避難支援プラン（以下、「避難支援プラン」という。）を策定しました。そして、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったことを受け、避難支援プランを全面改定しました。

この避難支援プランは、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制をより確かなものにし、自ら災害に備える「自助」、地域での助け合いによる「共助」及び市の取組である「公助」が連携し、相互に支え合いながら、大規模災害時における地域の安心・安全を強化することを目的とします。

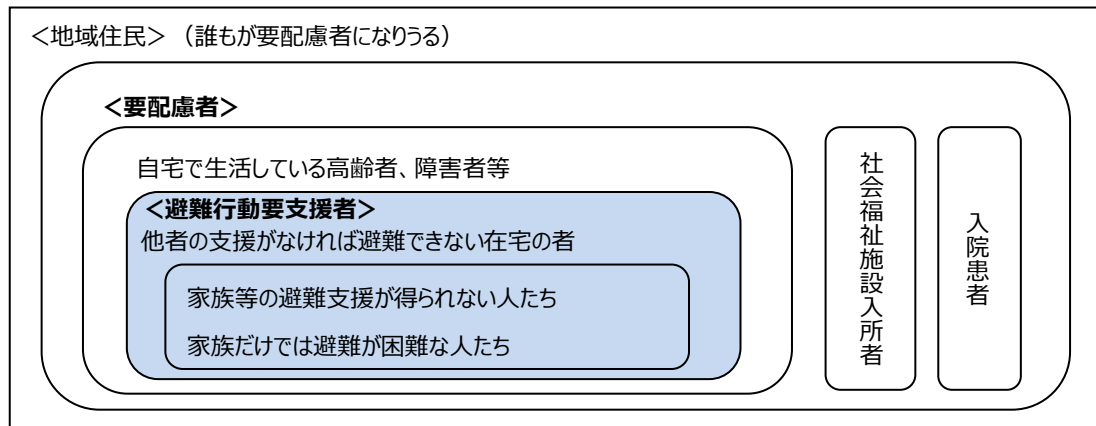
2 位置付け

避難支援プランは、平成25年に災害対策基本法が改正され、新たに避難行動要支援者名簿に関して規定されたことに伴い、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の「災害時要援護者の避難支援対策マニュアル」を踏まえ、避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにするものであり、「大津市地域防災計画」の下位計画として、避難支援に関する事項を具体化したものである。

3 避難支援体制の整備方針

避難支援体制の整備は、要配慮者のうち、他者の支援がなければ避難できない在宅の者〈避難行動要支援者〉について、取組を推進するものである。

【地域には様々な要配慮者が住んでいる】



(1)対象災害・地域

避難支援プランは、風水害、地震等全ての災害（災害対策基本法で定義されている「災害」）を対象とし、対象地域は、市全域とする。

(2)要配慮者の範囲

避難支援プランにおける要配慮者とは、災害対策基本法第8条第2項第15号に規定されるもので、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する、次のようなハンディキャップのある人たちをいう。

- ①自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力が無い、又は困難である。
- ②自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動をとることができない、又は困難である。
- ③危険を知らせる情報を受け取ることができない、又は困難である。
- ④危険を知らせる情報を受け取っても、それに対して適切な行動をとることができない、又は困難である。

具体的には、主に以下のア～コのような人たちを示す。

ア 高齢者……一人暮らし、身体的機能低下、精神的機能低下など

イ 身体障害者……視覚障害、聴覚障害・平衡機能障害、肢体不自由、内部障害など

ウ 知的障害者

エ 精神障害者

オ 発達障害者

カ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者

キ 日本語の理解が困難な外国人

- ク 乳幼児
- ケ 妊産婦
- コ 上記以外で災害時に何らかの配慮が必要である者

(3)避難行動要支援者の範囲

避難支援プランにおける避難行動要支援者とは、以下に規定する者で在宅の者とする。

対象者		
ア	要介護認定者	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する要介護認定において、要介護 3 以上の判定を受けている者
イ	身体障害者	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号身体障害者障害程度等級表の 1 級又は 2 級に該当する者
ウ	知的障害者	「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうち A1・A2 の判定を受けている者
エ	難病患者	小児慢性特定疾病及び特定医療費（指定難病）受給者のうち、寝たきりの者及び「人工呼吸器」「吸引器」「酸素濃縮器」を利用している者
オ	民生委員児童委員が避難行動に支援が必要と判断した者	民生委員児童委員が把握している高齢者等のうち避難行動に支援が必要と判断した者
カ	前アからオに準じる状態にある者	上記に該当しないが、要配慮者であり避難行動要支援者名簿に記載を希望する者で、市長が認める者

※社会福祉施設等へ入所・医療機関等へ長期入院している者は原則として対象としない。

(4)避難支援等関係者となる者

消防機関、警察、地区民生委員児童委員協議会（以下、「地区民児協」という。）、学区社会福祉協議会（以下、「学区社協」という。）、自主防災会や自治連合会、自治会（以下、「自主防災組織」という。）、その他個別避難計画の作成を含めた避難支援を行うための地域団体で、より多くの支援を確保するため、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得よう努める。

(5)災害発生時の特徴的なニーズ

避難行動要支援者への支援及び個別避難計画の策定にあたっては、その特徴的なニーズを把握しておく必要がある。〔参考資料２〕

4 推進体制

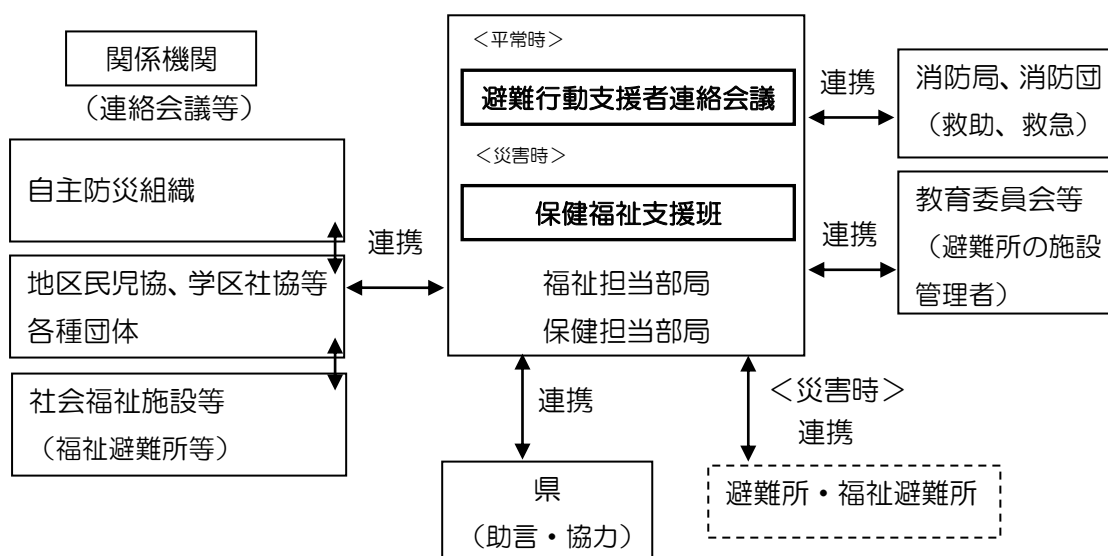
避難行動要支援者への支援は、地域（近隣）の共助が大きな役割を担うことから、自主防災組織・地区民児協・学区社協等が連携し、本人・家族・地域ぐるみで取り組むことが求められる。

市においては、平常時は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、防災担当部局、福祉担当部局及び保健担当部局等で構成する避難行動支援者連絡会議を設置する。

避難行動支援者連絡会議は、関係機関と連携し、避難行動要支援者の避難支援対策を推進する。

災害時は、市災害対策本部において保健福祉支援班を設置し、災害対策本部全体として一貫した災害対策活動が実施できるよう調整する。

避難行動要支援者への支援推進体制



5 関係機関等の役割

市の役割については別添（参考資料 1）庁内担当課の役割に記す。

（1）自主防災組織、地区民児協、学区社協等の役割

＜平常時＞

- ア 避難行動支援者名簿（地域提供用）の共有
- イ 避難行動要支援者の把握調査への協力
- ウ 個別避難計画作成のための同意について、避難行動要支援者への働きかけ
- エ 避難行動要支援者及び市と連携した個別避難計画の作成支援
- オ 避難行動要支援者及び市と連携した個別避難計画の変更・修正・削除

＜災害時＞

- ア 避難行動要支援者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達
- イ 避難行動要支援者への避難支援と安否確認への協力

（2）社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

＜平常時＞

- ア 在宅の避難行動要支援者の個別避難計画作成のための同意の協力
- イ 在宅の避難行動要支援者の情報の変更・修正に関する市への情報提供
- ウ 在宅の避難行動要支援者の避難支援（移動手段）への協力
- エ 避難先（福祉避難所）としての避難体制への協力
- オ 避難行動要支援者及び市と連携した個別避難計画の作成支援
- カ 避難行動要支援者及び市と連携した個別避難計画の変更・修正・削除

＜災害時＞

- ア 要配慮者の受入の協力

6 避難行動

（1）風水害における避難の必要性

避難行動要支援者本人は、自身が居住する地域が危険な箇所かどうかをハザードマップで確認する。

洪水や土砂災害の危険性がないのであれば、自宅に留まり安全確保を検討する。

洪水や土砂災害の危険性がある地域に居住する場合は以下避難先を検討するものとする。

（2）避難先

自宅内の安全な場所、安全な場所にいる親戚や知人宅、地域の避難所等の中から、避難先を検討する。

上記に該当する避難先がなければ、市が指定している避難所の開設状況を確認し避難する。

(3)避難のタイミング（避難情報について）

避難が必要な場合、市から発令される避難情報に従い、避難を開始する。

※避難情報で避難を促すのは、原則危険な箇所にいる地域住民が対象

避難行動要支援者は原則として『高齢者等避難』で避難を開始する。

※避難情報について

避難情報等	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	災害が発生する おそれがある状況	危険な場所から高齢者等は避難 ※「高齢者等」とは避難に時間を要する高齢者、障害者 等とその人の避難支援をする者をいう。
避難指示	災害が発生する おそれが高い状況	危険な場所から全員避難
緊急安全確保	災害が発生直前、 または未確認だが 既に発生している 確率が高い状況	命の危険 直ちに安全確保！ ※避難することがかえって危険であると考えられる状況にお いては、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保を行う。

第2章 避難行動要支援者名簿の活用

1 避難行動要支援者の把握

(1)市での情報の集約

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局や地区民児協等で把握している高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。

(2)県等からの情報の取得

市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して、情報を求め積極的に必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

2 避難行動要支援者名簿の作成、更新、提供等

市は、把握している高齢者や障害者等に関する各種情報に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

(1)避難行動要支援者名簿の目的

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とするために、避難行動要支援者名簿を作成する。

(2)避難行動要支援者名簿の種類

避難行動要支援者名簿は、以下の2種類とする。

ア 避難行動要支援者名簿

イ 避難行動要支援者名簿（地域提供用）

※避難支援等関係者への情報提供に同意を得た対象者の名簿

(3)避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

第1章3(3)で規定する避難行動要支援者について名簿を作成するものとする。

(4)情報収集方法

福祉担当部局及び保健担当部局は、以下の台帳等に登載されている情報を名簿作成のために利用する。

ア 要介護・要支援認定情報

- イ 身体障害者手帳交付台帳
- ウ 療育手帳交付台帳
- エ 特定医療費（指定難病）新規・更新時医療受給者台帳
- オ 小児慢性特定疾病医療登録者名簿
- カ 民生委員の見守り活動等による情報

(5)避難行動要支援者名簿に記載する事項

名簿は、以下の情報を記載するものとし、様式は別に定める。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先（FAX 番号、携帯電話番号、メールアドレス等）
自宅外の緊急連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 支援者の有無
- ク 担当の民生委員児童委員の氏名及び連絡先
- ケ 地域提供用名簿における掲載同意の有無
- コ 個別避難計画作成の有無
- サ タイムライン作成の有無
- シ 災害リスク、リスク区分
- ス 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(6)避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

① 事前の名簿情報の提供について

市は、避難行動要支援者名簿（地域提供用）を、発災時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつけることを目的として、平常時から地域（避難支援等関係者）に名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、別途定める「避難行動要支援者名簿（地域提供用）の提供について」に基づき、避難支援等関係者に名簿を提供する。

② 避難行動要支援者名簿（地域提供用）の提供先

同意を得られた避難行動要支援者名簿（地域提供用）の提供先は以下のとおりとする。

- ア 自治連合会
- イ 自主防災会
- ウ 学区社会福祉協議会
- エ 地区民生委員児童委員協議会

オ 個別避難計画作成のための推進協議会

カ 提供を希望する避難支援等関係者の団体

(7)市における情報の適正管理

避難行動要支援者名簿は福祉政策課がシステムにおいて管理し、各学区の対象者名簿については、各市民センターに保管しておくものとする。

避難行動要支援者名簿（地域提供用）の原本は長寿政策課、副本は当該名簿の提供を受けた者が保管する。

名簿は、避難行動要支援者の把握調査及び個別避難計画作成促進、災害時の避難支援及び安否確認にのみ利用できる。

また、名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、名簿を保管する団体の代表者は個人情報保護について誓約書を提出するなど、守秘義務を遵守するものとする。また、情報共有者は、避難行動要支援者名簿を電子データで保管する場合はパスワードで管理し、紙媒体で保管する場合は施錠付きの保管庫に保管するなど、情報の適正管理を徹底する。

(8)避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者名簿は、年 2 回の更新を行う。

避難行動要支援者名簿（地域提供用）は、随時更新を行う。

第3章 個別避難計画の活用

1 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者名簿に掲載されている者に対し、個別避難計画作成の意思を確認し、同意が得られた場合について、「避難行動要支援者名簿（地域提供用）に関する協定書」を市と取り交わした団体や避難支援等関係者、福祉事業者等と連携し、避難行動要支援者と避難支援者の打ち合わせや、避難支援者間の役割分担の調整を行い、実効性のある避難支援がなされるよう、個別避難計画の作成に努める。

(1) 個別避難計画の作成に必要な情報の把握

ア 市内部での情報の集約

市は、個別避難計画を作成するにあたり、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、市の関係部局で把握している個別避難計画作成の対象者に関する情報を集約する。

イ 県等からの情報の取得

市で把握していない情報の取得が個別避難計画の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して情報を求め、積極的に必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

ウ 避難行動要支援者本人等からの情報の取得

避難支援等を実施するうえで配慮すべき心身に関する事項などについて、避難行動要支援者本人や家族、本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員等の専門職、かかりつけ医、民生委員などの関係者から、情報の取得に努める。

なお、個別避難計画への避難を支援する者の記載等や外部への提供に関しては、避難を支援する者の了解を得て行う。

(2) 個別避難計画の作成に係る方針及び体制

① 個別避難計画の作成主体、作成対象者

個別避難計画は市が作成の主体となり、関係者と連携して作成する。

避難行動要支援者名簿に掲載されている避難行動要支援者ごとに、個別避難計画について説明したうえで個別避難計画を作成することについて本人の同意が得られた場合に、個別避難計画を作成するよう努める。

② 個別避難計画作成にかかる体制

個別避難計画の作成の取組を円滑に進めるためには、庁内・庁外の関係者間の連携を図ることが重要である。

組織横断的かつ庁外関係者にも開かれた会議体や枠組みで取り組むため、「避難行動支援者連絡会議」で体制整備の促進に努める。

③優先度を踏まえた個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者について、必要に応じて作成の優先度を判断し、優先度が高い者から個別避難計画を作成する。

ア 風水害リスクの状況

- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

- ・大河川（大戸川、瀬田川、草津川）流域における想定浸水深が0.5m以上の浸水想定区域

なお、難病患者のうち、電源が必要な生命維持に関わる医療機器（人工呼吸器、酸素濃縮器、喀痰吸引機）を使用している者又は小児慢性特定疾病患者のうち、医療機器を使用している者もしくは寝たきりで、移動に数人の介助が必要となる者については、風水害リスクを考慮しないものとする。

イ 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

ウ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

避難をともしする家族の避難支援力が弱い場合や、昼間等に避難行動要支援者本人が取り残されて被災する可能性がある場合等にも留意する。

④本人・地域関係者等による個別避難計画の記入

本人やその家族、自治会等で個別避難計画の記入が可能な場合は、本人または地域関係者で個別避難計画に必要事項を記入して、市個別避難計画作成推進室に持参または電子申請にて提出する。

また、市に計画を提出する際に、本人及び避難支援等実施者に計画情報の外部提供、一部情報については名簿情報と共有することについての同意を併せて確認する。

⑤個別避難計画に記載等する事項

個別避難計画には、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、下記の情報等を記載するものとする。また、実効性を確保するため必要に応じてタイムラインや避難経路図を併せて作成する。

ア 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

平時における避難訓練等の情報提供や、災害の発生時又は発生するおそれがある場合において、避難支援等実施者と確実に連絡が取れるようにしておき、避難情報等の情報伝達をする場合や、避難支援の実施状況を把握する場合、避難行動要支援者が避難支援を求める場合等に連絡するために活用する。避難支援等実施者は組織や団体でも構わない。組織や団体である場合、

代表者の住所を住所とする。避難支援等実施者の連絡先は、災害時に必ず連絡が取れるものであること。

イ 避難先及び避難手段

個別避難計画に記載される避難所の施設管理者は、個別避難計画に基づく避難支援等の実施に当たる当事者の一人として、避難支援等の実施に必要な限度で個別避難計画情報を本人と共有する。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し必要な事項

⑥避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

個別避難計画は、市のほか、本人及びその家族が保管し、避難支援実施者と共有する。また、（名簿提供を受けた）地域団体、消防機関、介護支援専門員や相談支援専門員等の専門職、民生委員など本人が希望した者も情報を共有できるものとする。

避難行動要支援者及び避難支援者は、迅速・的確な支援が実施できるよう、お互いに個別避難計画の内容について適宜確認するものとする。

また、計画の内容に変更がある場合、個別避難計画を正しい情報に更新し、速やかに市へ報告するとともに、個別避難計画情報共有者とも、更新された内容を共有する。

第4章 災害時の避難支援

1 避難のための情報伝達

市は、電子メール、SNS、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、避難行動要支援者へ避難情報等を提供する。

また、発令された避難情報が要配慮者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

2 避難行動要支援者の避難支援

避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。

個別避難計画については、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではないため、計画作成主体である市や、保健・福祉・医療専門職や社会福祉協議会など個別避難計画の作成事務の一部を受託等した者、民生委員や自主防災組織など個別避難計画作成等関係者、避難行動要支援者の避難を支援する者に対し、その結果について法的な責任や義務を負わせるものではない。

また、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、市は避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者が、災害時において、避難支援等を実施するため緊急の必要があると認められるときに、避難支援等に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、災害対策基本法に基づく損害補償の対象となる。

3 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

市は、避難支援等関係者への情報提供に同意していないものについても、避難支援等関係者その他の者に対し、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができることとなっている。

なお、同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な災害の規模としては、阪神・淡路大震災、特別警報級の大雨などが考えられる。

4 避難行動要支援者の安否確認の実施

避難行動要支援者名簿を安否確認の際に活用する。

第5章 福祉避難所

災害時における要配慮者を含む被災者の避難生活場所については、在宅での避難生活、一般の避難所での生活、福祉避難所での生活、緊急的な入所（緊急入所）等が考えられる。

1 福祉避難所の指定

市は、一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、災害対策基本法施行規則第1条の9の基準に加えて、耐震性・耐火性の確保及びバリアフリー化等を考慮し、要配慮者の利用に適している施設等を、予め福祉避難所として指定する。

2 福祉避難所の受入対象者

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者、医療的ケアを必要とする者等及びその家族のうち、一般避難所では生活に支障が想定される者について、福祉避難所に受け入れる。

なお、特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設等の入所対象者はそれぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるため、原則として福祉避難所の受入対象者とはしない。

3 福祉避難所の指定及び公示

市は、指定福祉避難所を指定したときは、その名称、所在地及び当該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を公示し、周知に努める。

大津市内の指定福祉避難所

番号	施設の名称	有効面積 (㎡)	所在地	受け入れる被災者等
1	小野児童館・小野児童クラブ	513	水明一丁目 37 番地 1	法第8条第2項第15号に規定する要配慮者（以下「要配慮者」という。）
2	滋賀県立北大津養護学校体育館	542	伊香立向在地町 25 番地	在校生及び卒業生等のうち、あらかじめ市長が特定した者
3	堅田保育園	706	本堅田四丁目 26 番 1 号	妊産婦及び乳幼児
4	天神山保育園	502	本堅田六丁目 3 番 1 号	妊産婦及び乳幼児
5	仰木の里児童クラブ	95	仰木の里四丁目 4 番 1 号	要配慮者
6	雄琴児童クラブ	71	雄琴二丁目 16 番 1 号	要配慮者

7	日吉台至明こども園ホール	65	日吉台三丁目 33 番 2 号	妊産婦及び乳幼児
8	唐崎児童クラブ	214	際川三丁目 38 番 2 号	要配慮者
9	第二松の実保育園	286	高砂町 15 番 9 号	妊産婦及び乳幼児
10	皇子が丘保育園	524	皇子が丘一丁目 20 番 20 号	妊産婦及び乳幼児
11	志賀児童クラブ	202	錦織二丁目 9 番 29 号	要配慮者
12	ひかりの里	97	錦織三丁目 10 番 27 号	高齢者のうち、あらかじめ市長が特定した者
13	やまのこひろば（比叡平幼稚園・ひえい平保育園）	137	比叡平一丁目 45 番 3 号	要配慮者
14	山中比叡平児童クラブ	59	比叡平一丁目 45 番 4 号	要配慮者
15	朝日が丘保育園	739	朝日が丘一丁目 23 番 33 号	妊産婦及び乳幼児
16	逢坂保育園	425	音羽台 6 番 20 号	妊産婦及び乳幼児
17	滋賀保護院	86	本宮二丁目 6 番 45 号	障害者のうち、あらかじめ市長が特定した者
18	旧大津公会堂	414	浜大津一丁目 4 番 1 号	要配慮者
19	障害者福祉センター	858	におの浜四丁目 2 番 33 号	要配慮者
20	におの浜ふれあいスポーツセンター	1161	におの浜四丁目 2 番 40 号	要配慮者
21	やまびこ総合支援センター	570	馬場二丁目 13 番 50 号	知的障害者及び精神障害者のうち、あらかじめ市長が特定した者
22	中老人福祉センター	1064	打出浜 1 番 5 号	要配慮者
23	膳所保育園	539	昭和町 17 番 32 号	妊産婦及び乳幼児
24	晴嵐保育園	579	光が丘町 5 番 10 号	妊産婦及び乳幼児
25	大平保育園	640	大平二丁目 33 番 22 号	妊産婦及び乳幼児
26	南老人福祉センター	389	南郷一丁目 14 番 30 号	要配慮者
27	田上児童クラブ	111	関津六丁目 19 番 1 号	要配慮者
28	水のめぐみ館	628	黒津四丁目 2 番 2 号	要配慮者
29	青山児童クラブ	258	青山三丁目 16 番 3 号	要配慮者
30	瀬田児童クラブ	203	大江四丁目 2 番 60 号	要配慮者
31	東老人福祉センター	520	玉野浦 6 番 33 号	要配慮者

3 2	びわこ共生モール	645	大萱七丁目 6 番 43 号	障害者のうち、あらかじめ市長が特定した者
3 3	瀬田北児童クラブ	189	大將軍一丁目 14 番 2 号	要配慮者
3 4	瀬田南児童クラブ	225	三大寺 1 番 11 号	要配慮者
3 5	瀬田東児童クラブ	287	一里山三丁目 4 番 1 号	要配慮者

4 福祉スペースの位置付け

ベッドの利用や介助を要する等の理由により、一般避難所での生活が困難であると判断される要配慮者を受け入れるスペース。ただし、福祉避難所とは違い、冷暖房、バリアフリー、ベッド等の設備が常設されている施設ではないため、要配慮者すべてを受け入れることが可能な環境ではない。福祉スペースは一般避難所と福祉避難所の中間にある位置付けである。

大津市内の指定一般避難所（福祉スペース）

番号	避難所名	有効面積 (㎡)	所在地
1	小松市民センター 2 階和室	53.34	北小松 565 番
2	小松小学校 教室棟 2 階第 2 会議室	54	南小松 1122 番
3	木戸市民センター 2 階和室	45.63	木戸 58 番
4	木戸小学校 南棟 1 階家庭 科室、南棟 2 階児童会室	179.7	荒川 1000 番
5	志賀中学校 武道場	437	南船路 1029 番
6	和邇市民センター 1 階和 室、第 2 会議室、第 3 会議 室	195	和邇高城 12 番
7	和邇小学校 北館 1 階ふれ あい教室	61.6	和邇中 190 番
8	小野市民センター 1 階和室	24	湖青一丁目 1 番 2 号
9	小野小学校 新館 1 階教育 相談室	63.9	水明一丁目 34 番 2 号
1 0	葛川市民センター 1 階和室	29.52	葛川坊村町 237 番 37 号
1 1	伊香立市民センター 1 階和 室	18	伊香立生津町 133 番 1 号

1 2	伊香立小学校 教室棟 1 階 家庭科室、教室棟 2 階スタ ディールーム	42	伊香立生津町 132 番 1 号
1 3	真野市民センター 1 階和室	20.8	真野四丁目 6 番 2 号
1 4	真野小学校 教室棟 2 階 図工室	96	真野四丁目 6 番 17 号
1 5	真野北市民センター 2 階和 室	42.48	緑町 4 番 1 号
1 6	真野中学校 教室棟 1 階会 議室	63.6	清風町 24 番 1 号
1 7	真野中学校 武道場	217	清風町 24 番 1 号
1 8	堅田市民センター 1 階和 室、2 階和室	52	本堅田三丁目 8 番 1 号
1 9	堅田中学校 教室棟 1 階 9・10・11 組、教育支援 ルーム	256	本堅田三丁目 22 番 1 号
2 0	仰木市民センター 1 階和 室、2 階和室	34	仰木四丁目 15 番 11 号
2 1	仰木小学校 教室棟 1 階理 科室	96	仰木四丁目 15 番 8 号
2 2	仰木の里市民センター 2 階 和室	39.42	仰木の里七丁目 1 番 25 号
2 3	仰木の里小学校 教室棟 1 階ふれあい学習館、教育相 談室	192	仰木の里四丁目 4 番 1 号
2 4	仰木の里東小学校 教室棟 1 階理科室	112.2	仰木の里東六丁目 1 番 1 号
2 5	仰木中学校 教室棟 1 階 7 組	64	仰木の里五丁目 1 番 1 号
2 6	仰木中学校 武道場	272.5	仰木の里五丁目 1 番 1 号
2 7	雄琴市民センター 1 階和室	28.8	雄琴一丁目 17 番 2 号
2 8	雄琴小学校 校舎 2 棟 1 階 少人数教室	96	雄琴二丁目 16 番 1 号
2 9	日吉台市民センター 1 階和 室	46.83	日吉台一丁目 15 番 1 号

3 0	日吉台小学校 教室棟 1 階 地域交流室	65	日吉台三丁目 33 番 3 号
3 1	日吉中学校 格技場(西)	217.8	下阪本六丁目 38 番 26 号
3 2	日吉中学校 武道場(東)	215.8	下阪本六丁目 38 番 26 号
3 3	坂本市民センター 1 階和室	47.04	坂本六丁目 1 番 12 号
3 4	坂本小学校 教室棟 2 階図 書室	107.1	坂本三丁目 12 番 57 号
3 5	下阪本市民センター 2 階和 室	38.88	下阪本三丁目 14 番 30 号
3 6	唐崎市民センター 1 階和室	41.58	唐崎二丁目 10 番 1 号
3 7	唐崎小学校 校舎棟 3 階図 書室	96	際川四丁目 7 番 1 号
3 8	唐崎中学校 武道場	300	唐崎二丁目 9 番 1 号
3 9	滋賀市民センター 1 階和 室、2 階和室	70.2	南志賀一丁目 8 番 32 号
4 0	志賀小学校 東校舎 1 階家 庭科室	63	南志賀一丁目 5 番 1 号
4 1	山中比叡平市民センター 1 階和室	27.4	比叡平三丁目 57 番 1 号
4 2	藤尾市民センター 2 階和室	24.3	横木二丁目 4 番 1 号
4 3	藤尾小学校 教室棟 4 階児 童会室	69.1	茶戸町 10 番 1 号
4 4	長等市民センター 1 階和室	59.4	大門通 16 番 40 号
4 5	長等小学校 校舎棟 1 階図 工室	78.8	大門通 5 番 1 号
4 6	逢坂市民センター 1 階和室	28.8	京町三丁目 1 番 3 号
4 7	逢坂小学校 校舎棟 2 階図 工室	55	音羽台 6 番 1 号
4 8	打出中学校 特別棟 4 階第 1 音楽室	90	本宮二丁目 46 番 1 号
4 9	中央市民センター 2 階和室	46.35	中央二丁目 2 番 5 号
5 0	平野市民センター 2 階和室	24.97	馬場三丁目 15 番 45 号
5 1	平野小学校 校舎棟 1 階藤 の木 1 ～ 5	391.2	馬場一丁目 2 番 1 号

5 2	膳所市民センター 2階和室 3	34.1	本丸町6番40号
5 3	膳所小学校 校舎棟1階 家庭科室	85	中庄二丁目8番37号
5 4	富士見市民センター 2階和 室	33.9	園山二丁目15番33号
5 5	富士見小学校 校舎棟2階 会議室	108	富士見台42番16号
5 6	晴嵐市民センター 2階和室	36	北大路一丁目9番5号
5 7	栗津中学校 東校舎1階会 議室	64.6	晴嵐一丁目20番20号
5 8	栗津中学校 武道場	294	晴嵐一丁目20番20号
5 9	石山市民センター 2階和室	38.25	石山寺三丁目15番15号
6 0	石山小学校 本館1階家庭 科室、新館2階集会室、新 館3階集会室	363.8	石山寺三丁目11番20号
6 1	石山中学校 教室棟3階生 徒集会室	160	平津一丁目23番1号
6 2	石山中学校 武道場	294	平津一丁目23番1号
6 3	南郷市民センター 2階和室	43.74	南郷一丁目12番13号
6 4	南郷小学校 校舎棟1階低 学年図書室	63.8	南郷一丁目15番9号
6 5	大石市民センター 2階和室	32.85	大石中一丁目1番1号
6 6	田上市民センター 2階和室	39.74	里三丁目9番1号
6 7	田上小学校 校舎1階ふれ あい室	63.5	里五丁目8番1号
6 8	上田上市民センター 1階和 室	32	牧一丁目1番24号
6 9	上田上小学校 校舎2階相 談室	37.6	平野一丁目18番5号
7 0	青山市民センター 2階和室	24.96	青山五丁目13番36号
7 1	青山小学校 北校舎1階家 庭科室、たんぽぽ1・2組	86.25	青山三丁目16番1号
7 2	青山中学校 教室棟1階図 書室兼多目的室	218.2	青山八丁目24番1号

7 3	青山中学校 武道場	292.5	青山八丁目 24 番 1 号
7 4	瀬田市民センター 1 階和室 1、2 階和室 2・3	65.07	大江三丁目 2 番 1 号
7 5	瀬田小学校 校舎 1 階若草 1・2・3	133.2	大江四丁目 2 番 1 号
7 6	瀬田中学校 武道場	300	大江七丁目 1 番 1 号
7 7	瀬田北市民センター 2 階和 室	39.52	大將軍一丁目 14 番 30 号
7 8	瀬田北小学校 本館 1 階 1 － 1・1－2 教室	128	大將軍一丁目 14 番 5 号
7 9	瀬田北中学校 校舎 1 階図 書室	103	大將軍一丁目 13 番 1 号
8 0	瀬田北中学校 武道場	300	大將軍一丁目 13 番 1 号
8 1	瀬田南市民センター 2 階和 室	46.8	神領三丁目 8 番 9 号
8 2	瀬田南小学校 校舎 1 階に ここに活動室	64	三大寺 1 番 1 号
8 3	瀬田東市民センター 2 階和 室	48.8	一里山三丁目 16 番 1 号
8 4	瀬田東小学校 児童棟 1 階 わかあゆ 1、3、4 組	75	一里山二丁目 20 番 2 号

※家族等も受入対象者とする。

5 設置・運営等

市は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等福祉避難所の設置・運営訓練を実施する。

その他、福祉避難所の設置・開設・運営体制等については、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和 3 年 5 月）」等を参考とし、推進を図るものとする。

〔参考資料１〕庁内担当課の役割

市福祉担当部局、保健担当部局の役割

＜平常時＞	
役割	担当課
ア 避難行動支援者連絡会議への参画	健康福祉部福祉政策課、長寿福祉課、障害福祉課、介護保険課 健康福祉部保健所保健予防課 こども未来部こども総合支援局母子保健課
イ 避難行動要支援者の把握	健康福祉部福祉政策課、長寿福祉課、障害福祉課、介護保険課 健康福祉部保健所保健予防課 こども未来部こども総合支援局母子保健課
ウ 高齢者や障害のある者等の要配慮者に関する各種情報に基づき作成する避難行動要支援者名簿の作成及び提供	健康福祉部福祉政策課、長寿福祉課
エ 個別避難計画作成及び同意の働きかけ	健康福祉部福祉政策課、長寿福祉課、障害福祉課、介護保険課 健康福祉部保健所保健予防課 こども未来部こども総合支援局母子保健課
オ 自主防災組織、民生委員等と連携した避難行動要支援者の把握と個別避難計画の作成支援	健康福祉部福祉政策課、長寿福祉課、障害福祉課、介護保険課 健康福祉部保健所保健予防課 こども未来部こども総合支援局母子保健課
カ 福祉避難所の運営体制の確保	健康福祉部福祉政策課、長寿福祉課
キ 避難行動要支援者の避難支援訓練の実施に向けた支援	健康福祉部福祉政策課、長寿福祉課、障害福祉課、介護保険課 健康福祉部保健所保健予防課 こども未来部こども総合支援局母子保健課
ク 避難行動要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発	健康福祉部福祉政策課、長寿福祉課、障害福祉課、介護保険課 健康福祉部保健所保健予防課 こども未来部こども総合支援局母子保健課
ケ 個別避難計画作成に伴う保健・福祉専門職や地域との調整	健康福祉部長寿福祉課、障害福祉課 健康福祉部保健所保健予防課 こども未来部こども総合支援局母子保健課
コ 作成済の個別避難計画の保管・管理	健康福祉部保健所保健予防課

	こども未来部こども総合支援局母子保健課
サ 個別避難計画内容の審査	健康福祉部長寿福祉課、障害福祉課、介護保険課 健康福祉部保健所保健予防課 こども未来部こども総合支援局母子保健課
＜災害時＞	
役割	担当課
ア 災害対策本部の保健福祉支援班の運営	保健福祉支援班 ・健康福祉部福祉政策課、長寿福祉課
イ 避難行動要支援者の避難・安否確認の状況把握	保健福祉支援班 ・健康福祉部福祉政策課、長寿福祉課
ウ 避難所の救護班との連携した避難行動要支援者支援	保健福祉支援班 ・健康福祉部福祉政策課、長寿福祉課
エ 福祉避難所の運営	保健福祉支援班 ・健康福祉部福祉政策課、長寿福祉課

市防災担当部局の役割

＜平常時＞	
役割	担当課
ア 避難行動支援者連絡会議の設置	総務部危機・防災対策課
イ 避難情報等の情報伝達体制の整備	総務部危機・防災対策課
ウ 避難行動要支援者への避難支援方法等の普及啓発	総務部危機・防災対策課
エ 個別避難計画作成及び同意の働きかけ、広報等	総務部危機・防災対策課個別避難計画作成推進室
オ 自主防災組織、民生委員等と連携した避難行動支援者の把握と個別避難計画の作成支援	総務部危機・防災対策課個別避難計画作成推進室
カ 個別避難計画作成に伴う保健・福祉専門職や地域との調整	総務部危機・防災対策課個別避難計画作成推進室
キ 作成済みの個別避難計画の保管・管理	総務部危機・防災対策課個別避難計画作成推進室
ク 個別避難計画を作成した保健・福祉専門職に対する報酬の支払い	総務部危機・防災対策課個別避難計画作成推進室
ケ 個別避難計画内容の審査	総務部危機・防災対策課個別避難計画作成推進室

コ 福祉避難所の指定	総務部危機・防災対策課
サ 福祉避難所の公示	総務部危機・防災対策課
＜災害時＞	
ア 避難情報等の発令・伝達	
イ 避難所の開設	災害（警戒）対策本部
ウ 災害対策本部事務局に保健福祉支援班を設置	災害（警戒）対策本部

市市民部局（各市民センター）の役割

＜平常時＞	
役割	担当課
ア 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の保管	各市民センター
イ 避難所の施設管理者として、要配慮者支援に関する避難所施設の人的・物的資源等の状況確認	各市民センター
＜災害時＞	
役割	担当課
ア 避難行動要支援者及び避難支援者への避難情報等の伝達	初動支所班
イ 要配慮者支援に関する避難所管理上の調整	初動支所班
ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の共有	初動支所班
エ 各避難所における避難者情報の回収及び整理	初動支所班

市避難所所管課の役割

＜平常時＞	
役割	担当課
ア 避難所・福祉避難所の施設管理者として、要配慮者支援に関する避難所施設の人的・物的資源等の状況確認	避難所所管課
イ 避難所の要配慮者支援に関する訓練・研修への協力	避難所所管課

＜災害時＞	
役割	担当課
ア 要配慮者支援に関する避難所管理上の調整	避難所施設管理課
市消防局、消防団の役割	
＜平常時＞	
役割	担当課
ア 避難行動支援者連絡会議への参画	消防局予防課
イ 避難行動要支援者支援に関する訓練、研修への協力	消防局予防課、消防局警防課、各署
＜災害時＞	
役割	担当課
ア 被災者の安否確認、救援・救助	各署
イ 避難情報の発令時における情報伝達及び避難支援	各署
ウ 避難行動要支援者名簿情報の共有	各署

〔参考資料２〕要配慮者の特徴

この資料は、要配慮者の種別ごとに、それぞれの特徴と配慮事項を記載しているが、あくまで一般的な事項を参考として示したものであり、これらがすべて個々の要配慮者に当てはまるものではないので、注意が必要である。

避難支援の際の具体的な留意事項は要配慮者一人ひとりで異なるので、個別避難計画を作成する際に確認しておくことが重要である。

○一人暮らし高齢者、寝たきり高齢者

特徴
体力が衰え行動機能が低下している場合は、緊急事態の察知が遅れる場合がある。
情報伝達の配慮事項
迅速かつ直接的な情報伝達が必要
避難所での留意点
高齢者は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保する。 トイレに近い場所に避難スペースを設ける。 日頃使用している薬を確認する。 おむつをしている方のために、おむつ交換の場所を別に設ける。

○認知症の高齢者

特徴
自分で判断し、行動することが困難な場合がある。 自分の状況を伝えることが困難な場合がある。
情報伝達の配慮事項
家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。
避難誘導時の留意点
努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動させる（一人にはしない）。 災害の不安から大声や奇声をあげたり、異常な行動をしても、叱ったりしない。 激しい興奮状態が続くような時は、家族等身内が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにする。
避難所での留意点
認知症の高齢者は、急激な生活環境の変化で精神症状や行動障害が出現しやすく、認知症も進行しやすいので、きめ細やかなケアを行い、精神的な安定を図る。 徘徊の症状がある場合には、周囲の人にも声をかけてもらうよう頼んでおく。

○視覚障害者

特徴
視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知することが困難 日常生活圏外では、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要
情報伝達の配慮事項
音声による情報伝達及び状況説明が必要
避難誘導時の留意点
日常生活圏であっても災害時には認知地図が使用不能となる場合がある。 白杖を持たない方の手で支援者の肘の上を掴んでもらい、歩行速度に気をつけながらゆっくり歩く。このとき白杖や腕を掴んだり、後ろから押したりしない。 段のある所では、段の手前で立ち止まり、段が上がるのか下がるのか伝える。段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝える。 盲導犬を伴っている方に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり、さわったりしない。
避難所での留意点
できるだけ出入り口に近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むようにする。 視覚障害のある人には、構内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流したり、拡大文字や点字による情報の提供に努める。また、携帯ラジオ等を配布する。 ガイドヘルパー等の配置に努める。 白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。 仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が楽に行えるように配慮する。

○聴覚障害者

特徴
音声による情報が伝わらない（視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない）。 必ずしも手話ができるわけではない。
情報伝達の配慮事項
正面から口を大きく動かして話す。 文字や絵を組み合わせることで情報を伝える。 盲ろう通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。 掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送用テレビを避難所に設置することに努める。
避難誘導時の留意点
手話、筆談、身振り等で状況説明を行い、避難所等へ誘導する。

避難所での留意点
聴覚障害のある方には、広報紙や広報掲示板、電光掲示板、見えるラジオ、文字放送用テレビ、FAX等を活用する他、音声による連絡は必ず文字でも掲示したり、手話通訳者、要約筆記者の配置に努める。 また、できるだけ分かりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるよう配慮する。 補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。 手話通訳や要約筆記の必要な人同士をできるだけ近くにまとめ、情報がスムーズに行き渡るよう配慮する。

○肢体に不自由がある方

特徴
自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助具が必要
情報伝達の配慮事項
本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点
自力で避難することが困難な場合には、車イスやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、確保できない場合には、おぶいひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 （車イスを使用する場合） 段差を越えるときは、押す人の足元にあるステップバーを踏み、車イスの前輪をあげ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて、静かに段差に乗せてから押し進める。上るときは車イスを前向きに、下るときは車イスを後ろ向きにするのが安全である。 緩やかな坂は車イスを前向きにして下りるが、急な坂は車イスを後ろ向きにし、軽くブレーキをかけながらゆっくり下りるようにする。 階段を避難するときは、2人から3人で車イスを持ち上げてゆっくり移動する。
避難所での留意点
車イスが通れる通路を確保する。 できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むようにする。 身体機能に合った、安全で利用可能なトイレを用意し、できるだけトイレに近い場所の確保に努める。 車イス等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。

○内臓機能・免疫機能に障害のある方、難病患者

特徴
自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助具が必要 医薬品や医療機器を携行する必要があるため、医療機関や医療機器取扱業者等による支援が必要
情報伝達の配慮事項
本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要

避難誘導時の留意点
常時使用している医療機器（機器によっては、電気、酸素ボンベが必要。）を確保するとともに、医薬品を携帯する。 自力で避難することが困難な場合には、車イスやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、おぶいひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 必要に応じて迅速に災害を免れた医療機関へ誘導・搬送する。
避難所での留意点
特殊な薬剤や、食事制限等疾患に関する必要な情報を確認することが必要 医薬品や衛生材料の確保が必要 医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施 避難所では、ケアのできるスペースの確保が必要

○知的障害者

特徴
急激な環境の変化に順応しにくい。 緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。
情報伝達の配慮事項
具体的に、わかりやすく情報を伝える。 絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。
避難誘導時の留意点
努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。 必ず誰かが付き添い手を引くなどして移動させる（一人にはしない。）。 災害の不安から大声や奇声をあげたり異常な行動をしても、叱ったりしない。 救出の際に思いもよらない行動をすることや、座り込んでしまうことなどが考えられる。 発作がある場合、主治医もしくは最寄りの医療機関等へ相談し指示を受ける。
避難所での留意点
環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。 周囲とコミュニケーションが十分にとれずトラブルの原因になったり、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保するなどの配慮が必要

○精神障害者

特徴
服薬を継続することが必要であるため、自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要である。 疾患によっては幻覚や妄想等がある。
情報伝達の配慮事項
本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等本人を安心させ、冷静さを保つようにする。
避難誘導時の留意点
努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等本人を安心させ、冷静さを保つようにする。 必ず誰かが付き添い手を引くなどして移動させる（一人にはしない。）。 強い不安や症状悪化がみられる場合は、主治医もしくは最寄りの医療機関または保健所へ相談し指示を受ける。
避難所での留意点
医療機関との連絡体制の確保が必要 精神障害のある人の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるので、この点に配慮した支援も必要 精神障害のある人の状態の早期安定を図るためには、被災前の社会復帰活動やなじんでいた人間関係を、地域ボランティアなどによる支援ネットワークを活用しながら、いかに早く回復させるかということが必要 「神経」とか「精神」という言葉は使用しない。 話はじっくり聴く。 他人の目を気にしないで服薬できる場所を工夫する。 睡眠が十分取れるように配慮する。 現実離れした訴え（幻覚・妄想）も、精神障害のある人の不安や苦しみは受け止める。幻覚、妄想の内容については肯定しない。

○発達障害者

特徴
知的発達に遅れのある方もいれば、知的発達に遅れない方もいる。 知的障害の有無に関わらず、発達障害自体の障害特性から、コミュニケーション能力、特に言葉のやり取りが難しいため、自分の気持ちや困りごとを相手に伝えたり、相手の気持ちやその場の雰囲気を理解し他者と協調して行動すること、状況の変化に合わせて臨機応変に行動することが苦手である。 感覚過敏を持つ人が多い。多くの人が不快感を生じない特定の音や匂い、触感などが大変苦手なことがあり、不適応行動を起こしやすい。 災害発生等急激な環境の変化には順応しにくく、精神的な動揺が生じやすい。

情報伝達の配慮事項
短い言葉で具体的に、ゆっくりと分かりやすく、冷静な態度で情報を伝える。 言葉による説明だけでは理解しにくいことも多いので、絵、図、文字等を組み合わせ、視覚的な工夫を併用すると理解を得やすい。 現状認識が不十分なまま先の見通しが見つからないことで不安が増幅されるため、曖昧な表現は避け、「こうすれば大丈夫。」ということを具体的に伝える。
避難誘導時の留意点
短い言葉で具体的に、ゆっくりと分かりやすく、冷静な態度で情報を伝える。 全体指示とは別に、個別に小声で傍に寄り添って伝える方法が有効である。 災害の不安からパニックを生じやすいので、単独行動にならないよう配慮する。誘導する際は、あらかじめ支援者であることを告げ、急に腕を引っ張ったり、後ろから肩を叩いたりして驚かせることのないよう注意する。 大声や奇声をあげたり異常な行動をしても叱らず、冷静に制止する。 大きなパニックが生じた場合等は、対応に慣れた家族や医師等の指示を受ける。
避難所での留意点
災害発生後の急激な環境の変化（対人関係を含む。）を理解できずに、精神的な動揺を生じてパニックが生じた場合は、周囲から離れて気持ちが落ち着ける環境の提供が必要である（刺激の少ない空間が用意できるとよい。例えば、避難所内に間仕切りを設置したり、避難所外に個室スペースを用意するなど。）。 現状を認識し先の見通しがつくと気持ちが安定し、スムーズに行動できるので、集団生活のルールや一日の流れを図や表にして貼るなど、視覚的工夫が有効である。 場合によっては、早期に二次避難場所等への移動を考慮する。 医療機関との連絡体制の確保が必要

○日本語の理解が困難な外国人

特徴
日本語での情報が十分に理解できないため、避難や避難生活に支障をきたすおそれがある。
情報伝達の配慮事項
わかりやすい日本語や外国語による情報提供や支援者への情報提供が必要
避難誘導時の留意点
外国語の理解できる支援者の確保が必要
避難所での留意点
多言語による情報提供や外国語の理解できる支援者の確保が必要 宗教、風俗、慣習等への配慮が必要

○乳幼児・児童

特徴
危険を判断し、行動する能力がない。 時間帯によっては保護者がいない児童がいる。
情報伝達の配慮事項
家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点
保護者とともに避難する。
避難所での留意点
乳幼児のためのベビーベッドを用意する。 夜泣き、吃音、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮する。 乳児に対しては、ミルク用の湯、哺乳瓶の清潔、授乳スペース、沐浴の手だての確保に留意する。 被災による精神的な後遺症が強く残るおそれがあり、心のケアが特に必要 保護者不在時の一時的な保育が必要

○妊産婦

特徴
行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。 過重な身体への負担を避けることが必要
情報伝達の配慮事項
本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点
避難誘導を支援してくれる人の確保が必要
避難所での留意点
避難生活で防音や衛生面での思いやりや心配りが必要 身体状況に合わせて休養や保温などの確保が必要

〔参考資料3〕

避難行動要支援者個別避難計画様式（簡易版）

取扱注意

避難行動要支援者個別避難計画

- この個別避難計画は、自主防災会、自治会、民生委員児童委員等の避難支援等関係者と共有します。
- この個別避難計画に関する情報は、災害時の避難支援活動、安否確認、日頃の見守りなどの支援活動以外の用途に使用することはできません。
- この個別避難計画は、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また避難支援等実施者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

学 区			自 治 会			
フリガナ 氏 名			性別	生 年 月 日	年 月 日	
住 所	〒		自宅電話(FAX)			
			携 帯 電 話			
緊 急 時 の 家 族 等 の 連 絡 先	氏名		続 柄		電話番号	
	氏名		続 柄		電話番号	
同居状況等						
支援が必要な 事由						
避難支援等 実 施 者 (避難誘導、 安否確認等)	第1	氏名		続柄	自宅電話	携帯電話
		住所	〒			
	第2	氏名		続柄	自宅電話	携帯電話
		住所	〒			
	第3	氏名		続柄	自宅電話	携帯電話
		住所	〒			
☐ 安否確認 ☐ 避難誘導 ☐ その他 ()						
介護・福祉 サービスの 利 用 状 況	その他 ()					
介護・福祉サー ビスの主な事業所						
避 難 先 ①			避 難 先 ②			
避 難 方 法						
計画作成者 または 様式利用者	☐ 大津市からの依頼 ☐ 任意に作成		氏 名			
	団体名等		電 話 番 号			

上記記載内容に誤りがないことを確認し、個別避難計画の意義を理解するとともに、避難支援等関係者および大津市に提供することを了承します。

また、個別避難計画に掲載されている情報について、避難行動要支援者名簿と情報を共有することを了承します。

年 月 日

本人署名

代理人署名

〔参考資料４〕

避難行動要支援者個別避難計画様式（詳細版）

取扱注意

避難行動要支援者個別避難計画

- この個別避難計画は、自主防災会、自治会、民生委員児童委員等の避難支援等関係者と共有します。
- この個別避難計画に関する情報は、災害時の避難支援活動、安否確認、日頃の見守りなどの支援活動以外の用途に使用することはできません。
- この個別避難計画は、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また避難支援等実施者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

学 区			自 治 会		
フリガナ 氏 名			性別	生年月日	年 月 日
住 所	〒		自宅電話(FAX)		
			携 帯 電 話		
代理記載及び申請の場合	氏 名			登録者との関係	
緊急時の 家族等の 連絡先	氏名	続 柄		自宅電話	
	住所	〒		携帯電話	
	氏名	続 柄		自宅電話	
	住所	〒		携帯電話	
同居状況等	同居家族 ☐ あり ☐ なし ※ありの場合 ☐ 高齢者のみ世帯 ☐ 同居家族はいるが、日中独居である		住居の種別	☐ 戸建住宅（平屋） ☐ 戸建住宅（2階建以上） ☐ 共同住宅（ 階建） ※（ 階部分に居住）	
			緊急通報システム	☐ あり ☐ なし	
かかりつけ医	医療機関名				TEL
	医療機関名				TEL
特 記 事 項	ハザードの情報：土 砂 ・ 浸 水 家屋の耐震基準：旧耐震 ・ 新耐震				

要支援者の状況		生命にかかわる医療機器	☐	人工呼吸器	☐	吸 引 器	☐	在 宅 酸 素	☐
介護認定	療育手帳	障 害 の あ る 部 位	☐	視 覚 障 害	その他		☐	難 病 患 者 等	☐
精神障害者 手帳	身体障害者 手帳	☐ 肢体不自由(上肢)	☐	心臓機能障害	☐	寝 た き り	☐	小 児 慢 性	☐
		☐ 肢体不自由(体幹)	☐	呼吸器機能障害	☐	認 知 症	☐	乳 幼 児	☐
		☐ 肢体不自由(下肢)	☐	免疫機能障害	☐	外 国 人	☐	妊 産 婦	☐
		☐ 聴覚平衡機能障害	☐	腎臓機能障害	留意事項（自由記載）				
		☐ 膀胱・直腸機能障害	☐	小腸機能障害	ハザードの情報：土 砂 ・ 浸 水 家屋の耐震基準：旧耐震 ・ 新耐震				
		☐ 音声言語そしゃく機能障害	☐	肝臓機能障害					

避難支援等 実 施 者 (避難誘導、 安否確認等)	第1	氏名		続柄 ()	自宅電話		携帯電話	
		住所	〒					☐ 安否確認 ☐ 避難誘導 ☐ その他 ()
	第2	氏名		続柄 ()	自宅電話		携帯電話	
		住所	〒					☐ 安否確認 ☐ 避難誘導 ☐ その他 ()
	第3	氏名		続柄 ()	自宅電話		携帯電話	
		住所	〒					☐ 安否確認 ☐ 避難誘導 ☐ その他 ()
民生委員					自宅電話		携帯電話	
治療中の病気								
治療内容								
介護・福祉サービスの利用状況	☐ ホームヘルプ ☐ 訪問看護 ☐ 紙おむつ券 ☐ デイサービス ☐ ショートステイ ☐ ストマ用具 ☐ 後見人または権利擁護 ☐ その他 ()							
介護・福祉サービスの主な事業所								
アレルギー								
補装具、医療や介護に必要な器具	器 具 名							
	メ ー カ ー 名							
	取扱店連絡先							
情報伝達方法								
避難先①					避難先②			
避難方法								
避難した場合、特に注意すべき事								
計画作成者 または 様式利用者	☐ 大津市からの依頼 ☐ 任意に作成				氏 名			
	団体名				電 話 番 号			

上記記載内容に誤りがないことを確認し、個別避難計画の意義を理解するとともに、避難支援等関係者および大津市に提供することを了承します。

また、個別避難計画に掲載されている情報について、避難行動要支援者名簿と情報を共有することを了承します。

年 月 日

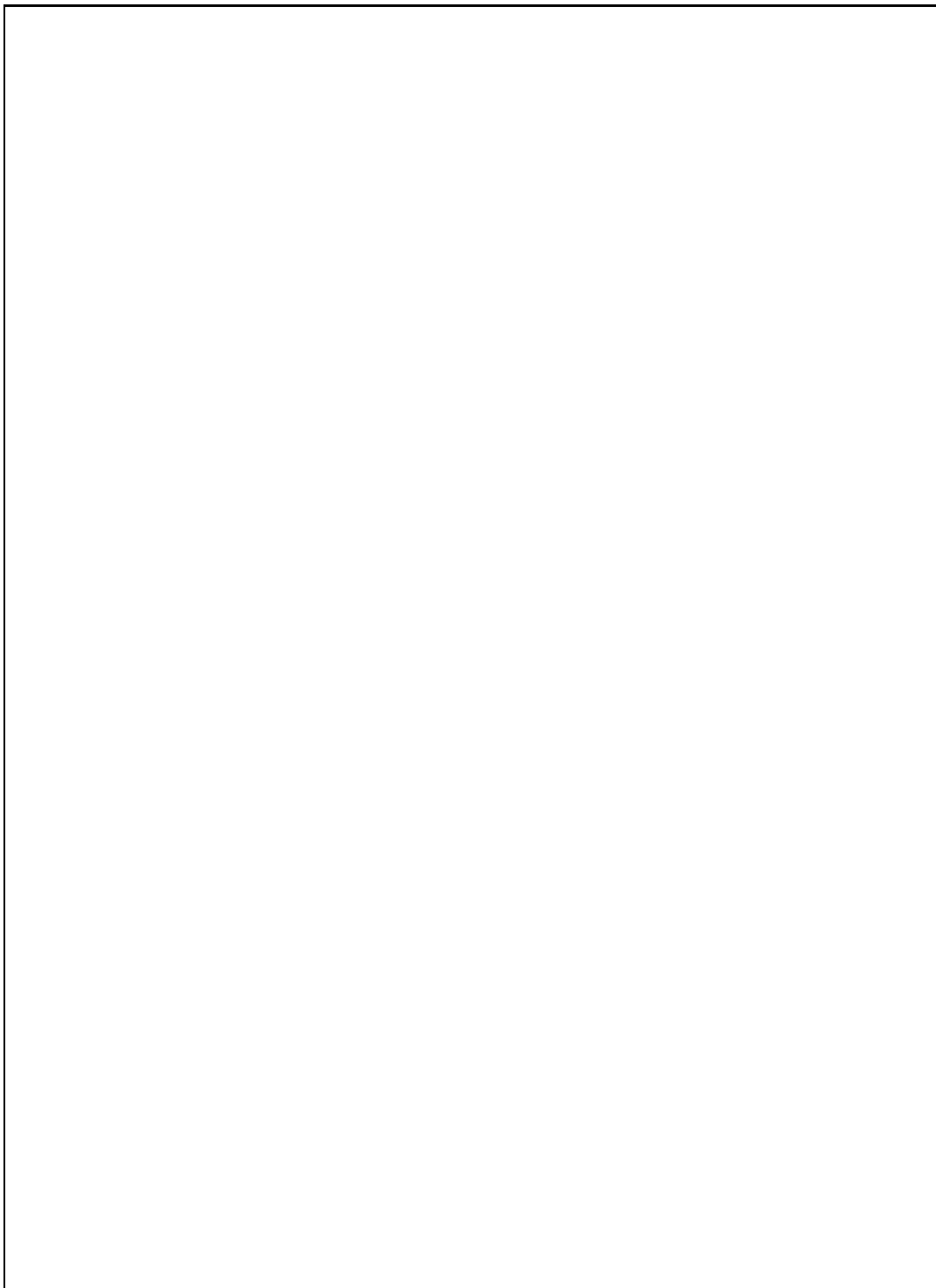
本人署名 _____

代理人署名 _____

〔参考資料 5〕

避難経路図様式（簡易版・詳細版共通）

避難経路図



（注）避難経路図は、必要がないと認められる場合にあっては省略することができる。

〔参考資料6〕

タイムライン様式（しがマイ・タイムライン）

保存版

風水害用 避難行動計画シート しがマイ・タイムライン

名前

避難時間
(目安)

避難情報

警戒レベル

避難スイッチ

3日前～
1日前～
数時間前～
～2時間程度前
0時間

自主避難など注意の呼びかけ
1

高齢者等避難
2

避難指示
3

避難指示
4

避難指示
5

避難レベル4
までに
危険な場所から
全員避難して
おこし!

災害発生

避難する場所

避難する時間

避難する場所

避難する時間

36

大津市避難行動要支援者 避難支援プラン (全体計画)

平成 27 年 3 月作成

平成 29 年 4 月修正

令和 元年 6 月修正

令和 4 年 3 月修正

令和 5 年 3 月修正

令和 6 年 3 月修正

令和 7 年 4 月修正

編集発行 大津市総務部危機・防災対策課

〒520-8575

大津市御陵町 3 番 1 号

電話 077-528-2616

FAX 077-523-2202

E-mail : otsu1223@city.otsu.lg.jp